

市町村等緑化交付金事業実施基準

第1条 申請者の条件

次の要件を全て満たす団体等とします。

(1) 市町村等緑化推進事務事業

- ア 市町村支部又は地区支部の推薦する当該支部を代表する団体であること
- イ 政治的宣伝、宗教的宣伝又は営利活動を目的としない団体であること
- ウ 規約・会則、会員・役員名簿を備え、活動実績又は活動計画があること
- エ この事業は当該市町村支部で1つであること

(2) 市町村等緑化交付金事業

- ア 自主的、組織的な活動で申請した事業を完遂することができること
- イ 交付金の使途に係る条件遵守が確実であること
- ウ 市町村支部又は地区支部が適当と認める団体等であること

第2条 市町村等緑化交付金事業の内容

支援の対象とする事業は、次の表の事業とします。

| 区 分 | | 事 業 内 容 |
|--------------|--------|--|
| 市町村等緑化推進事務事業 | | 市町村等緑化交付金事業の交付に係る事務経費等 |
| 市町村等緑化交付金事業 | 森林整備事業 | ①森林の保全・公益的機能の増進のための整備 ②一般県民の参加により実施する模範的な森林整備 |
| | 環境緑化事業 | ①地域住民の参加を前提とした身近な環境緑化の推進 ②青少年の環境教育、緑化活動の促進 |
| | 普及啓発事業 | ①森林ボランティア参加者の知識・技術向上事業 ②森づくりを通じた山村地域の活性化、都市との交流促進 ③木材等森林資源の需要拡大、用途開発 |

注) 森林整備事業や環境緑化事業(植樹作業の場合)は実施箇所に事業名等を記した標柱等を設置すること。

第3条 市町村等緑化交付金事業の助成対象経費

(1) 市町村等緑化推進事務事業の助成対象となる経費は次のとおりです。

| 項 目 | 区 分 | 細 分 | 備 考 (積算根拠等) |
|-------|------|-----|--------------------------|
| 事 務 費 | 事務用品 | | 行動費・資材費・指導者経費の合計額の20%以内。 |
| | 印刷費 | | |
| | 通信費 | | |
| | 人件費 | | |
| | その他 | | |

(2) 市町村等緑化交付金事業の助成対象となる経費は次のとおりです。

| 項目 | 区分 | 細分 | 備考(積算根拠等) |
|-------|----------------------------------|-------|--|
| 行動費 | 借上施設費 | 施設借上等 | 研修会、交流会等の会場借上料 |
| | 交通費 | 人員輸送 | バス等の人員輸送車借上料 |
| | 保険料 | | ボランティア等傷害保険料 |
| 資材費 | 機械・器具 | 購入 | 鋸、鎌、ヘルメット等に要する経費で上限を50千円とし、初回申請時のみとする。高価な機械器具等(チェーンソー、刈払機等)の購入及び個人所有のものは除く |
| | | 借り上げ | チェーンソー、刈払機等 |
| | 苗木 その他資材 | | 樹名札、支柱、肥料、木工用資材、教材等特に必要と認められる資材 |
| | 標柱等制作費 | | 森林整備地、植樹地等 |
| | 資材等運搬費 | | 運搬用車両、軽トラック等借上 |
| 指導者経費 | 謝金等 | 外部指導者 | 謝金、旅費 |
| 事務費 | 事務用品 印刷費 通信費 人件費 その他 | | 行動費・資材費・指導者経費の合計額の20%以内。 |

(注1 森林づくり参加者について、ボランティア等傷害保険に加入してください。

2 森林づくりに係る次の経費等については助成の対象になりません。

- ① ボランティアの労賃、飲食費
- ② ホテル・旅館・厚生施設等の宿泊費
- ③ 住居地から集合・解散場所までの旅費

3 市町村等緑化推進事務事業の対象経費は原則として事務費に限ります。

第4条 事業の限度額

市町村等緑化交付金事業は、それぞれの地区支部、市町村支部の前年度「緑の募金」実績を基礎に、支部毎に次の積算方法で算定した額(千円未満切捨)を限度として、機構が決定します。

市町村別公付金限度額は別表1のとおり

第5条 公募等による助成申請

交付金の交付を希望する事業主体の代表者は(以下「申請者」という。)は、機構又は支部が指定する期日までに、支部に事業助成申請を行います。

第6条 交付金の助成決定通知

「市町村等緑化交付金事業」実施要領第5条の規定により、交付金を決定したときは、事業助成決定通知を申請者に通知します。

市町村等緑化推進事務事業を行う代表団体は、当該支部の事業の決定状況を取りまとめて機構に報告します。

第7条 事業実績の報告

決定通知を受けた申請者は、速やかに事業に着手し、事業終了後、1ヶ月以内に事業実績を支部に報告し、代表団体は当該支部の事業実績を取りまとめて機構に報告します。

第8条 助成する交付金の額の確定

前項の代表団体の事業実績報告があり、書類及び必要に応じて行う現地調査等により、助成対象経費の内容及び付した条件に適合すると認められた場合は、機構は助成すべき交付金の額を確定し、交付金の額の確定を申請者に通知します。

第9条 助成する交付金の概算払請求

申請者は、事業実施に必要と認められる場合は、交付金決定額の2分の1以内（千円未満切り捨て）の額について、交付金の概算払い請求をすることができます。

第10条 申請者及び事業の実施に係る留意事項

- (1) 申請者が実施する森林整備等の箇所は、当該支部の範囲に限定します。
- (2) 支部の指導を遵守してください。
- (3) 他の機関からの助成事業等と重複している場合は原則として採択しません。
- (4) 事業内容を変更する場合は、必ず事前に相談してください。

市町村別の提出先は以下のとおりです。
 詳細については、各市町村支部と協議して下さい。

| 市町村名 | 提出先 (公社)徳島森林づくり推進機構 各市町村支部 |
|-------|--|
| 徳島市 | 徳島市支部 農林水産課 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5 TEL 088-621-5245 FAX 088-621-5196 |
| 鳴門市 | 鳴門市支部 農林水産課 〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170 TEL 088-684-1154 FAX 088-684-1341 |
| 小松島市 | 小松島市支部 農林水産課 〒773-8501 小松島市横須町 1-1 TEL 0885-34-9292 FAX 0885-34-9992 |
| 阿南市 | 阿南市支部 農林水産課 〒774-8501 阿南市富岡町トノ町 12 番地 3 TEL 0884-22-1598 FAX 0884-23-4944 |
| 吉野川市 | 吉野川市支部 産業経済部農林業振興課 〒776-8611 吉野川市鴨島町鴨島 115-1 TEL 0883-22-2223 FAX 0883-22-2237 |
| 阿波市 | 阿波市支部 産業経済部農地整備課 〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201-1 TEL 0883-36-8721 FAX 0883-36-8762 |
| 美馬市 | 美馬市支部 経済建設部農林課 〒777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地 5 TEL 0883-52-5609 FAX 0883-52-1200 |
| 三好市 | 三好市支部 農林政策課 〒778-0002 三好市池田町マチ 2145 TEL 0883-72-7618 FAX 0883-72-7690 |
| 勝浦町 | 勝浦町支部 農業振興課 〒771-4395 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 TEL 0885-42-1505 FAX 0885-42-3028 |
| 上勝町 | 上勝町支部 産業課 〒771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯 3-1 TEL 0885-46-0111 FAX 0885-46-0323 |
| 佐那河内村 | 佐那河内村支部 産業環境課 〒771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺 71-1 TEL 088-679-2115 FAX 088-679-2125 |
| 石井町 | 石井町支部 産業経済課 〒779-3295 名西郡石井町高川原字高川原 121-1 TEL 088-674-1118 FAX 088-675-1500 |
| 神山町 | 神山町支部 産業観光課 〒771-3311 名西郡神山町神領字本野間 100 TEL 088-676-1118 FAX 088-676-1100 |

| | |
|-------|--|
| 那賀町 | 那賀町支部 林業振興課 〒771-5495 那賀郡那賀町吉野字弥八かへ 23 TEL 0884-62-1175 FAX 0884-62-1239 |
| 牟岐町 | 牟岐町支部 産業課 〒775-8570 海部郡牟岐町大字中村字本村 7-4 TEL 0884-72-3420 FAX 0884-72-2716 |
| 美波町 | 美波町支部 産業振興課 〒779-2395 海部郡美波町奥河内字本村 18-1 TEL 0884-77-3617 FAX 0884-77-1666 |
| 海陽町 | 海陽町支部 農林水産課 〒775-0501 海部郡海陽町穴喰浦字穴喰 364-1 TEL 0884-76-1511 FAX 0884-76-2874 |
| 松茂町 | 松茂町支部 産業環境課 〒771-0295 板野郡松茂町広島字東裏 30 TEL 088-699-8714 FAX 088-699-2141 |
| 北島町 | 北島町支部 まちみらい課 〒771-0285 板野郡北島町中村字上地 23-1 TEL 088-698-9806 FAX 088-698-3642 |
| 藍住町 | 藍住町支部 経済産業課産業支援室 〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前 52-1 TEL 088-637-3120 FAX 088-637-3152 |
| 板野町 | 板野町支部 産業課 〒779-0192 板野郡板野町吹田字町南 22-2 TEL 088-672-5994 FAX 088-672-5553 |
| 上板町 | 上板町支部 産業課 〒771-1392 板野郡上板町七條字経塚 42 TEL 088-694-6806 FAX 088-694-5903 |
| つるぎ町 | つるぎ町支部 産業経済課 〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 TEL 0883-62-3111 FAX 0883-55-1051 |
| 東みよし町 | 東みよし町支部 産業課 〒779-2595 三好郡東みよし町屋間 3673-1 TEL 0883-79-5339 FAX 0883-79-3235 |